

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第 8 号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に規定する事務（公安委員会が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務）	略 第 25 条	略	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に規定する事務（公安委員会が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務）	略 第 25 条 <u>第 36 条の 3 第 3 項</u>	略 <u>処分の求めの申出に係る調査及び調査結果に基づく処分（この規則第 3 条により公安委員会の決裁事項とされていない処分を除く。）</u>
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）に規定する事務	略		聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）に規定する事務	略	

改正前			改正後		
			佐賀県行政手続条例（平成7年佐賀県条例第28号）に規定する事務（公安委員会が行政機関として行政指導をし、又は行政庁として処分をする権限を有する事務）	第35条の2第3項 第35条の3第3項	行政指導の中止等の求めの申出に係る調査及び調査結果に基づく当該行政指導の中止その他必要な措置（この規則第3条により公安委員会の決裁事項とされていないものを除く。） 処分又は行政指導の求めの申出に係る調査及び調査結果に基づく処分又は行政指導（この規則第3条により公安委員会の決裁事項とされていない処分又は行政指導を除く。）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に規定する事務	略		組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に規定する事務	略	
略			略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
事務の種類	根拠規定	報告事項	事務の種類	根拠規定	報告事項
略			略		
行政手続法に規定する事務（公安委員会	第24条第3項	略	行政手続法に規定する事務（公安委員会	第24条第3項	略
				第36条の	処分の求めの申出書の受理

改正前			改正後		
が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務)			が行政庁である場合における行政庁としての公安委員会の事務)	3 第 1 項	
			佐賀県行政手続条例に規定する事務（公安委員会が行政機関として行政指導をし、又は行政庁として処分をする権限を有する事務）	第35条の2 第 1 項	行政指導の中止等の求めの申出書の受理
				第35条の3 第 1 項	処分又は行政指導の求めの申出書の受理
ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務	略		ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務	略	
略			略		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。